

# 告示

埼玉県告示第八百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク・ケーヨー宮地店

埼玉県秩父市下宮地町五千九百二十二 一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）三千二百四十九平方メートル

（変更後）三千五百六十三平方メートル

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 二一七・五五平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 二四一・五五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 面積 六九・七五立方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 六九・七五立方メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設 午前六時から午後十時

荷さばき施設 午前七時から午後七時

（変更後）荷さばき施設 午前六時から午後十時

荷さばき施設 午前七時から午後七時

荷さばき施設 午前六時から午前十時

## 八 変更年月日

平成二十五年二月十四日

## 二 届出年月日

平成二十四年六月十三日

## 二 縦覧期間

平成二十四年六月二十二日から平成二十四年十月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十四年六月二十二日から平成二十四年十月二十二日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課